

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(V-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標V-5-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5:求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局訓練受講者支援室 人材開発統括官付訓練企画室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>訓練受講者支援室長 岩野 剛 訓練企画室長 佐藤 俊</p>
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援することとされている。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練修了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。</p>				

<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1 雇用失業情勢の改善により、長期失業者が減少してきているが、一方で非正規雇用労働者は一定程度存在する傾向にある。また、これまで労働市場から離れていた育児中の女性等に対する支援の必要性も高まっている。このため、こうした雇用保険の対象になっていない方々に対して安定した就職が実現するように支援するためのセーフティネットが必要である。</p>
----------------------	--

<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>	
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、公共職業安定所における就職支援を行う。</p>	<p>求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援を行う必要があるため。</p>	

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	年度ごとの実績値					
					令和元年度	令和2年度	令和3年度			
<p>① 求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率(アウトカム)</p>	-	-	<p>・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上</p>	令和2年度	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上</p>	<p>・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上</p>	<p>・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上</p>	<p>求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。 雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更した26年度からの実績を考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以上を目標値として設定していたところ、平成26年度から平成30年度までの過去5年の実績を踏まえて、令和2年度より、基礎コース58%以上、実践コース63%以上を目標値として設定した。 (参考)平成26年度実績:基礎53.0%実践57.6%、平成27年度実績:基礎56.4%実践60.9%、平成28年度実績:基礎58.9%実践63.8%、平成29年度実績:基礎58.0%実践65.0%、平成30年度実績:基礎59.6%実践63.9%、令和元年度実績(※1):基礎57.3%実践61.5% ※1 令和元年度実績は、平成31年5月末までに終了したコースの訓練修了3ヶ月後の実績(速報値)。</p>
<p>2 求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)</p>	-	-	90%以上	令和2年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	<p>求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握するため測定指標に設定した。 求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績94.1%、平成28年度実績94.9%</p>

達成手段1	補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度				
<p>(1) 求職者支援制度に必要な経費(平成23年度)</p>	209.5億円(155.9億円)	169.4億円	157.7億円	1.2	<p>・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域格差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1~2万円を付加して支給を行う。 【施策目標達成への寄与の内容】 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。</p>	

<p>施策の予算額(執行額)(千円)</p>	<p>平成30年度</p>		<p>令和元年度</p>		<p>令和2年度</p>		<p>政策評価実施予定時期(評価予定表)</p>	<p>令和3年度</p>
	<p>17,802,020(12,442,395)</p>		<p>14,123,677</p>		<p>13,235,992</p>			

<p>施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>			
	<p>第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説</p>		<p>平成23年1月24日</p>		<p>雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。</p>			